



厚木ロータリークラブ週報

JAPAN 第2780地区

Atsugi Rotary Club Weekly

会副幹副会	長幹事	栗原良幸	原島卓也
会報・IT	長幹事	前建部	建部陽介
	長幹事	黄金井	黄金井陽介
	長幹事	鈴木	鈴木茂男

ロータリーのマジック

2024～2025 国際ロータリー会長 ステファニー A. アーチック

例会場 厚木商工会議所 5F 大会議室

例会日 毎週火曜日 12:30～

事務所 厚木市栄町1丁目16番15号 厚木商工会議所内

http://www.atsugi-rotary.jp メールアドレス info@atsugi-rotary.jp TEL.046-222-5811 FAX.046-222-5821

第3087回例会(10月1日)☆司会 山本晃久 副SAA

点鐘 …栗原良幸会長

斉唱 …君が代・厚木ロータリークラブの歌

会長の時間

10月に入り、今日の例会から席順が変わり、机の配置が元に戻りました。

先日、歩いていましたら今年初めて彼岸花を見つけました。やっと秋が来たようです。

先月は来年の青少年交換留学生の募集に2名の応募が事務局にありました。厚木クラブは来年、受入れクラブということで推薦クラブから外れました。コロナ以降、日本人のパスポート取得者が減少しているというニュースを耳にしました。円安により海外旅行が大幅に値上げされたことが大きく影響しているみたいです。このことも影響しているのでしょうか。ロータリークラブにとって青少年交換留学生の募集が増えることは、認知度の向上に繋がりますね。

会長報告

◎ガバナー事務所 より

- ・ホームページ委員会より、「事前アンケート」回答のお願い
- ・新会員の集い開催日変更のご案内
- ・第58回神奈川県ロータリアン親睦テニス会のご案内
- ・12月11日Heal the Worldチャリティディナー／第53回ロータリー研究会 再度のご案内
- ・財団室NEWS 2024年10月号
- ・2024年10月 地域社会の経済発展月間リソースのご案内

今日のお祝い 「おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。」

* 会員誕生日
壽永純昭君

* 配偶者誕生日
壽永純昭夫人
畑中雄太夫人

* 入会記念日
遠藤純司君 (R5.10.10)

今日の例会 (2024年10月8日)

「米山月間」

担当：柳田純昭君

講師：2780地区学友会 会長 ルイツ リン様

次回の例会 (2024年10月15日)

「職業奉仕・親睦活動合同例会」

担当：高橋 宏君・畑中雄太君

・10月ロータリーレート 1ドル=142円

◎神奈川県共同募金会厚木市支会 より

・赤い羽根共同募金運動【職域募金】へのご協力について(お願い)

委員会報告

◎スマイル・出席・プログラム委員会

出席・スマイル・お祝いの紹介

◎雑誌広報年史委員会

ロータリーの友の紹介

スマイル

栗原良幸会長・建部卓也幹事

早いもので、今年度も第2四半期に入りました。慣れが緩みにならないよう努めます。さて、今日は常磐会員による卓話です。お話を楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

黄金井康巳君・黄金井陽介君

事業所開設当日です。創業206年目となります。

西蔦洋一君

常磐先生本日の卓話勉強させていただきます。

前田賢一君

結婚祝いありがとうございます。33年になりました。

鈴木茂男君

10月1日本日私の誕生日で75才後期高齢者になりました。今後ともよろしくおつきあください。

鈴木茂男君

9月30日昨日、妻の誕生日のお祝いのお花が届きました。カワイイお花で本人は大変よろこんでました。ありがとうございます。

会田義明君

本日は事業所開設のお祝いありがとうございました。

黄金井陽介君

事業所開設のお祝いありがとうございました。

市川信也君

所用により早退させていただきます。

本間裕介君

所用の為早退させていただきます。

今日のお花



オンシジューム (栗原良幸会長)

例会「相続登記の申請義務化」

担当：常磐重雄君



弁護士 常磐法律事務所

厚木ロータリークラブ卓話 (2024. 10. 1)

～相続登記の義務化について～

弁護士 常磐法律事務所
代表弁護士 常磐 重雄

目次

- 第1 所有者不明土地の法改正の全体像
- 第2 相続登記の義務化
- 第3 遺産分割に関する見直し

第1 所有者不明土地の法改正の全体像

弁護士 常磐法律事務所

● 民法の一部を改正する法律 (民法等一部改正法)
● 相続等により取得した土地所有権の保護への措置に関する法律 (相続土地国庫管理法)

所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制を見直し

1 登記がされるようになるための不承登記制度の創設 (相続土地国庫管理法) の創設
2 相続等により土地の所有権を取得した者が、当該土地の登記簿に於て、その土地の所有権を登記し得るようになることである旨を明確に
3 土地・建物等の利用に関する民法の規律の見直し
● 所有権や土地建物等に関する民法の規律の見直し
● 相続登記・住所変更登記の円滑化・活性化
● 相続登記・住所変更登記の円滑化・活性化

施行期日
1 民法等一部改正法：所附として公布 (R3.4.28) 後2年以内の公布で定める日 (R5.4.1)
2 うち、相続登記義務化関係の改正については公布後5年以内の公布で定める日 (R6.4.1)
3 住所変更登記義務化関係の改正については公布後5年以内の公布で定める日 (公布未定)

相続土地国庫管理法：公布 (R3.4.28) 後2年以内の公布で定める日 (R5.4.27)

施行期日
2024年10月 2025年10月 2026年7月 2027年4月
相続登記 民法・不動産登記法 相続登記 民法・不動産登記法 住所変更登記 民法・不動産登記法 住所変更登記 民法・不動産登記法 住所変更登記 民法・不動産登記法 住所変更登記 民法・不動産登記法

第2 相続登記の義務化

相続等による所有権移転の登記の申請を義務付け (令和6年4月1日)

- 基本義務 (第76条の2第1項)
相続 (特定財産承継遺言を含む。) や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける。
- 遺産分割成立時の追加的義務 (第76条の2第2項、第76条の3第4項等)
遺産分割された場合には、実際上、相続人において権利者の集約が図られることも多いと考えられるため、遺産分割の結果を不動産登記に反映させることができれば、その後の土地の処分に当たって便宜であること (※) から、改正法では、遺産分割が成立した場合にはその内容を踏まえた登記申請をすることも義務付けている。
- (※) 相続発生後は、全ての相続人が法定相続分の割合で不動産を共有した状態になるため、財産の処分が難しい (相続人全員の同意が必要)

第2 相続登記の義務化 過料について

過料の要件・手続など

個別の事情によっては、登記申請義務の履行期間内 (3年以内) に必要な登記の申請をすることが難しいことも想定されることから、登記申請を怠ったことについて「正当な理由」がない場合に限って過料に処することとする

▶ 個別の事情を丁寧に斟酌を行うため、「正当な理由」の具体的な類型については、過料等であらざらねばならない旨を規定する予定

【正当な理由があると考えられる例】
① 登記簿が廃止して相続人が改めて多数より、戸籍簿本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース、② 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース、③ 申請義務を負う相続人自身に疾病等の事情があるケース など

▶ 過料を科する際の具体的な手続についても、事前に義務の履行を確認することとする。公平性を確保する観点から、過料を科すに際しては、履行期間経過後でも報告に応じて登記申請がされたれば裁判所に過料通知はしないこととする

(手続のイメージ)
相続登記の申請義務 (相続人) → 正当な理由がない場合 → 過料を科す (裁判所) → 過料を科す (裁判所) → 過料を科す (裁判所)

※ 裁判所の決定に基づき過料を科すこととなる

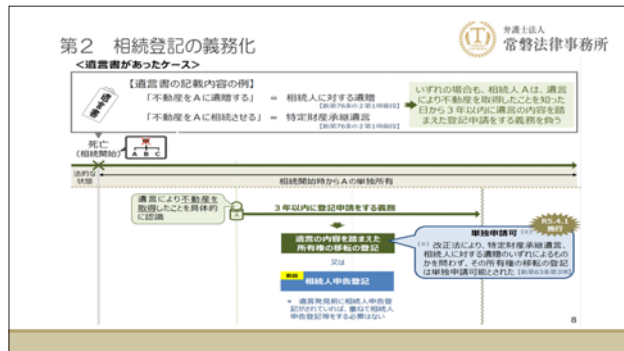
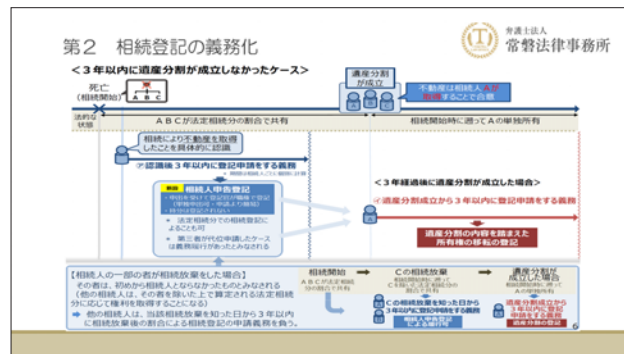
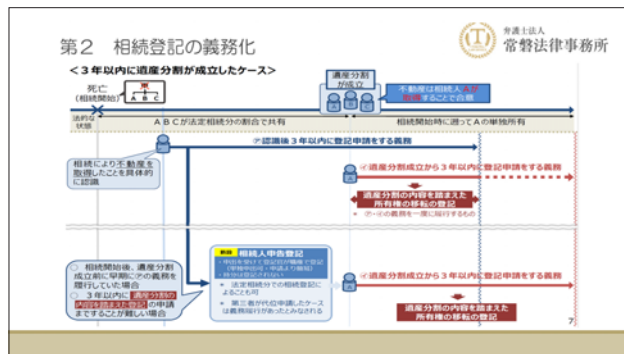
第2 相続登記の義務化

相続人申告登記 (申告登記義務を簡易に履行するための新制度)

- 【問題の所在】
- 相続発生後は、遺産分割がなければ全ての相続人が法定相続分の割合で不動産を取得 (共有) した状態となる
 - 現行法の下でも、この共有状態をそのまま登記に反映する方法 (法定相続分での相続登記) があるが、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が必要であるため、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍・相続本等の資料の収集が必要 (登記申請に当たっての手続的な負担が大きい)
- 76条の2 (相続人である旨の申告等)
- 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記を義務とする旨及び自ら当該所有権の登記を義務とする旨を申し出ることができる。
 - 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申告をした者は、同条第一項に規定する所管種別 (当該申告の際にされた遺産の分割によるものを除く。) に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。
 - 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申告をした者は、前項の規定による申告をした者の氏名及び住所その他の法務省令で定める事項を所有権の登記官に申告する旨を法務省令で定める。
 - 第一項の規定による申告をした者は、その後の遺産の分割により、所有権を取得したとき (相続第一項申請の確定による登記を申請し得る権利が存する前) により所有権を義務したときを除く。すなわち、当該遺産の分割の日から3年以内当該所有権の移転の登記を申請し得る権利が存する。
 - 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は届け出により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。
 - 第一項の規定による申告の手続及び第三項の規定による登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第2 相続登記の義務化 これまでの基本的ルールの整理

- 【相続人がすべき登記申請の内容】
- 3年以内に遺産分割が成立しなかつたケース
▶ まずは、3年以内に相続人申告登記の申請 (法定相続分での相続登記の申請でも可) を行う。
▶ その後に遺産分割が成立したら、遺産分割成立日から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。
▶ その後に遺産分割が成立しなかつた場合、それ以上の登記申請は義務付けられない。
 - 3年以内に遺産分割が成立したケース
▶ 3年以内に遺産分割の内容を踏まえた相続登記の申請が可能であれば、これを行えば足りる。
▶ それが無い場合等においては、3年以内に相続人申告登記の申請 (法定相続分での相続登記の申請でも可) を行ったら、遺産分割成立日 (死亡日ではない) から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。
 - 遺言書があったケース
▶ 遺言 (特定財産承継遺言又は遺贈) によって不動産の所有権を取得した相続人が取得を知った日から3年以内に遺言の内容を踏まえた登記の申請 (相続人申告登記の申請でも可) を行う。



第3 遺産分割に関する見直し（民法）

具体的相続分による遺産分割の時的制限（相続開始から10年）

問題の所在

- 具体的相続分の割合による遺産分割を求めるといっては、**時的制限がなく**、長期放置をしても具体的相続分の割合による遺産分割を希望する相続人に**不利益が生じない**。
- 相続開始後遺産分割がなされ長期放置を許すことについて**インセンティブが働かない**。
- 相続開始後遺産分割がなされ長期放置を許すこと、生前贈与や寄与分に関する**贈与等が取消し**、関係者の記憶も薄れる。
- 長期放置が経過すると、具体的相続分の算定が困難になり、**遺産分割の支障となるおそれがある**。

民法904条の3（期間経過後の遺産の分割における相続分）
前3条の規定は、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
① 相続開始の時から10年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。
② 相続開始の時から10年を経過する前に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にある場合において、その事由が消滅した時から6箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。
※ 「前3条—903条、904条、904条の2」「特別受益」と「寄与分」の規定

【10年経過後の法律関係】
○ 分割方法は基本的には遺産分割であって、共有物分割ではない。→ 家庭裁判所で審理
○ 相続人全員が同意すれば、具体的相続分による遺産分割も可能。



ご清聴ありがとうございました

出席報告 <会員 34 名、出席対象 29 名>

9月17日例会 確定出席率 90.00%	10月1日例会 出席 26 名 欠席 5 名 出席率 89.66%
<事後メイク> 長岡正敏君 (9月20日 / 厚木県央RC)	<事前メイク> 長岡正敏君 (9月27日 / 厚木県央RC) 前島憲司君 (9月18日 / 厚木中RC)
	<欠席> 黒柳告芳君・早寄慶一郎君・中原真也君

10月1日例会 出席 26 名 欠席 5 名 出席率 89.66%
<事前メイク> 長岡正敏君 (9月27日 / 厚木県央RC) 前島憲司君 (9月18日 / 厚木中RC)
<欠席> 黒柳告芳君・早寄慶一郎君・中原真也君